資料１

道路運送法の一部改正等に係る座間市地域公共交通会議設置要綱の改正について

提案内容：「協議事項」の条項より運賃、料金等に関する事項を削除し、また、自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項を追加し、座間市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する。

提案理由：道路運送法の一部改正により、一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃は、同法第９条第４項に規定する協議会において協議を行うこととされました。それにより、「協議事項」の条項より運賃、料金等に関する事項を削除することを提案します。また、この改正により変更されたのは一般乗合旅客自動車運送事業の協議運賃の部分であり、自家用有償旅客運送の必要性や対価に関する協議を地域公共交通会議で行うことは引き続き維持されていることから、これを要綱においても明確にするため、「協議事項」に自家用有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項を追加することを提案します。

なお、詳細については別紙「座間市地域公共交通会議設置要綱改正案（新旧対照表)」をご覧ください。